

豊橋市大学連携創生事業費補助金提案審査要領

1. 審査体制および審査員

豊橋市大学連携創生事業費補助金の交付を行う候補事業の選定を行う審査員は次の6名とする。

- ・ 総務部長
- ・ 財務部長
- ・ 企画部長
- ・ こども未来部長
- ・ 産業部長
- ・ 都市計画部長

2. 事務の所管

当該審査に係る事務は未来創生戦略室が行う。

3. 審査および候補事業の選定

(1) 手順

各提案について、以下の手順に沿って審査し、本補助金の候補事業を選定する。

ア 以下の審査項目等に基づき、審査員は提案者による提出書類をもって提案内容を審査し、採点する。

【審査項目および配点】

審査項目	審査基準	配点	倍率
① 若者の活躍	事業の企画や実施などを通じて、学生を中心とした若者が活躍できる場があるか	5点	2
② 若者の主体性	事業の企画段階から学生が参画しているか	5点	1
③ 有効性	豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資するものか	5点	1
④ 創意工夫	事業内容に創意工夫がみられるか	5点	1
⑤ 事業予算の妥当性	事業内容に対して事業予算は妥当か	5点	1
合計		30点	

(採点基準)

5：大変優れている、4：優れている、3：普通、2：劣っている、1：大変劣っている

- イ 未来創生戦略室は、アの採点結果から各項目の採点に倍率を乗じたものを足し合わせて、各審査員における事業ごとの得点を算出する。
- ウ 未来創生戦略室は、イで算出した得点を足し合わせて、事業ごとの合計得点を算出する。
- エ 合計得点の高い事業から順に、予算の範囲内で補助金を交付する候補事業を選定する。ただし、合計得点と同じ事業からいずれかを選定する必要がある場合、①若者の活躍の得点が高い事業から順に選定する。なお、合計得点が90点未満の事業については予算の範囲内であっても候補事業としない。

4. 結果の通知

未来創生戦略室は、全ての提案者に対して、審査終了後速やかに書面で結果を通知する。あわせて、提案者が所属する大学に対して書面で結果を情報提供する。